

警備業務委託契約書(案)

- 1 業務の名称 清陵情報高等学校校舎警備業務委託
- 2 業務の内容 別紙仕様書のとおり
- 3 契約の金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 4 契約の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
ただし、翌年度以降この契約に係る予算の減額又は削減があった場合、甲はこの契約を解除できるものとする。
- 5 契約保証金

上記の業務について、委託者福島県(以下「甲」という。)と受託者(以下「乙」という。)とは、次の条項に定めるところにより、福島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年福島県条例第70号)第3号の規定に基づく契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の期間中、頭書の金額をもって頭書の業務を実施するものとする。

2 仕様書に明示されていないもので必要軽微なものについては、乙は、甲の指示に従うものとする。

(業務に係る機器及び配線等の設置及び撤去)

第2条 乙は、委託業務を開始するにあたり、必要な機器及び配線等を設置する場合は、別紙仕様書によるものとし、設置が完了したときは、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、契約期間の終了、契約の解除、または契約の変更等により、設置した機器及び配線等を撤去する必要がある場合は、別紙仕様書によるものとし、撤去が完了したときは、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

3 第1項及び第2項にかかる経費は、乙の負担とする。

(検査)

第3条 甲は、前条の報告書を受領したときは、速やかに乙に立会を求めて業務の履行について確認を行わなければならない。

2 前項の検査の結果不合格となり、業務の補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。

3 乙は、前項の規定により命ぜられた補正を完了したときは、甲に補正完了の届けを

提出して検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、第1項の規定を準用する。

(毎月の報告義務)

第4条 乙は、業務遂行状況を毎月取りまとめて、別紙仕様書に基づき書面にて翌月15日まで甲に報告するものとする。

(報告書の確認)

第5条 甲は、前条の書面を受理したときは、10日以内に業務の履行について確認を行わなければならない。

2 前項の確認の結果、業務の補正が必要となった場合は、甲乙協議して当該補正を行うものとする。

3 甲は、確認をしたときは、速やかにその結果を書面により乙に通知するものとする。

(委託料の請求及び支払)

第6条 乙は、前条第1項により適切に業務を遂行したと認められたときは、速やかに適法な請求書により委託料の支払いを甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

3 各月の委託料の支払額は別表のとおりとする。

(乙の損害賠償)

第7条 業務の実施に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲及び甲の財物又は甲の職員に損害(第三者に与えた損害を含む。)を与えたときは、1件の事故について10億円を限度として賠償しなければならない。

(甲の免責事項)

第8条 乙に専従する警備要員の警備任務中における身体上の事故については、甲は、一切その責任を負わないものとする。

(乙の免責事項)

第9条 乙は、次の各号に起因する事故については、損害または補償の責を負わない。

(1) 建造物、施設、または物品自体の瑕疵若しくは甲の管理上の瑕疵に基づく場合。

(2) 天災地変、暴動、電話回線等の不通、その他不可抗力により、乙が警備を実施することが不可能になった場合。

(3) 警備対象物件に設置した機器について、甲または甲の職員若しくは甲の関係者が、乙と協議することなく、移転、変更、撤去或いは加工等をした場合。

(4) 甲の職員、出入業者の故意または過失に基づく場合。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由により契約の解除を申し出たとき。

- (2) 乙が契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (3) 乙又はその使用人等に不正の行為があったとき
 - (4) 乙が第 13 条、第 16 条の規定に違反したとき
 - (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ロ 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
 - (6) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号)第 4 条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。
- 2 甲が前項の規定により契約全部又は一部を解除したときは、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 の額を甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合はこの限りでない。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第一項第二号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(談合その他不正行為による解除)

第 11 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)(以下「独占禁止法」という。)第 49 条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)に対し、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第 2 項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(契約の変更)

第 12 条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一部中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲、乙協議して定める。

(権利義務等の譲渡)

第 13 条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、委託し、又は担保に供してならない。

(損害賠償の予約)

第 14 条 乙は第 11 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第 11 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のうち、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合

(2) 第 11 条第 1 項第 3 号のうち、乙に対して刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合

2 甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合においては、甲はその超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(賠償金等の徴収)

第 15 条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払

わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料 支払の日まで年 2.5 パーセントの割合で計算した額 (100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。) の利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年 2.5 パーセントの割合で計算した額 (100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。) の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

第 16 条 乙は、業務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第 17 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第 18 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 19 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約を証するため本書 2 通を作成し、当事者記名捺印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 4 年 4 月 1 日

住所	福島県須賀川市滑川字西町 1 7 9 番地の 6
甲	
氏名	福島県 福島県立清陵情報高等学校長 小針幸雄 印
住所	
乙	
氏名	

別表（契約書第6条関係）

年度別・月別委託料支払額内訳

(単位:円)

年度 月別	委託料支払金額				
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4月分					
5月分					
6月分					
7月分					
8月分					
9月分					
10月分					
11月分					
12月分					
1月分					
2月分					
3月分					
計					

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分(以下「個人情報取扱事務」という。)について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(調査等)

第 10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第 11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第 12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第 13 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 14 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。